

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

I 健全化判断比率の公表等

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければなりません。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

2 財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・県知事への報告が必要となります。

また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することとなります。

3 国等の勧告等

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事から、必要な勧告を受けることとなります。

III 財政の再生

1 財政再生計画

健全化判断比率のうち、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、公表するとともに、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

また、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表することとなります。

3 地方債の起債の制限

財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができなくなります。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

財政再生計画に同意を得た場合は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができます。

5 国の勧告、配慮等

財政の運営が財政再生計画に適しないと認められる場合等においては、総務大臣から、予算の変更等必要な措置を受けることとなります。

再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について、国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行います。

IV 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

V その他

1 外部監査

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

2 施行期日等

健全化判断比率の公表は、平成19年度決算から、他の義務付け規定については、平成20年度決算から適用されます。